

○野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例施行規則

平成27年3月31日

野田市規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例（平成9年野田市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（別記第1号様式）により行うものとする。

(環境美化区域の指定)

第3条 条例第10条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 環境美化区域の区域

(2) 環境美化区域の指定年月日

2 前項の規定は、環境美化区域の指定を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(重点区域の指定)

第4条 条例第11条第3項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 重点区域の名称及び区域

(2) 重点区域の指定年月日

2 前項の規定は、重点区域の指定を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(過料)

第5条 条例第13条に規定する過料の処分をしようとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書（別記第2号様式）により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

2 条例第13条に規定する過料の処分は、過料処分通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

3 条例第13条の規定により科する過料の額は、2千円とする。

(身分証明書)

第6条 条例第9条に規定する指導及び勧告並びに条例第13条の規定による過料の処分（以下「過料処分等」という。）に係る事務に従事する職員は、常に身分証明書（別記第4号様式）を携帯し、過料処分等を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条）

年 月 日

様

野田市長

印

勧告書

今、あなたが行っている行為又は行った行為は、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第8条第1項第 号の規定に違反します。

直ちにその行為をやめることを同条例第9条の規定により勧告します。

第2号様式（第5条第1項）

第 号  
年 月 日

様

野田市長

印

告知・弁明書

あなたは、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第8条の規定に違反したため、同条例第13条の規定により過料処分となります。

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
連絡先	自宅・勤務先・携帯電話		

違反に関する事実

違反の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止行為		
	<input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止行為		
	<input type="checkbox"/> 飼い犬等の排泄物等放置禁止行為		
	<input type="checkbox"/> 落書き禁止行為		
違反の日時	日時	年 月 日 ( ) 午前 午後 時 分頃	
及び場所	場所	野田市	

弁 明	下記のとおり弁明します。	
	内容	
	署名	

第3号様式（第5条第2項）

第 年 月 日 号

様

野田市長

㊟

過料処分通知書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話		

あなたは、次のとおり野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第8条第1項第 号に規定する禁止行為をし、同条例第9条の勧告に従いませんでした。

よって、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第13条の規定により金 円の過料に処します。

違反に関する事実

違反の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止行為	
	<input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止行為	
	<input type="checkbox"/> 飼い犬等の排泄物等放置禁止行為	
	<input type="checkbox"/> 落書き禁止行為	
違反の日時	日時	年 月 日 ( ) 午前 午後 時 分頃
及び場所	場所	野田市

別途現金又は納入通知書によりお支払いください。

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第6条）

表

第 号	身 分 証 明 書	
写 真	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第9条に規定する指導及び勧告並びに第13条に規定する過料の処分に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日		野田市長印

6 cm

9 cm

裏

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例（平成9年野田市条例第5号）抄

（禁止行為）

第8条 何人も公共の場所において次の行為をしてはならない。

(1) 路上喫煙をすること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 公共の場所の管理者が指定した場所において喫煙する場合

イ 道路において、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用灰皿（携帯用にたばこの灰及び吸い殻を収納するために製造された容器で、その収納口を閉じることができるものをいう。）を使用し、喫煙する場合

(2) ポイ捨てをすること。

(3) 飼い犬等の排泄物等を放置すること。

(4) 落書きをすること。

(5) 置き看板、のぼり旗、はり札等を放置（設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。）すること。

（指導及び勧告）

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

（罰則）

第13条 重点区域において、第8条第1号から第4号までに掲げる行為をした者であつて、第9条の規定による勧告に従わなかったものは、2万円以下の過料に処する。

別記第 1 号様式（第 2 条）

第 2 号様式（第 5 条第 1 項）

第 3 号様式（第 5 条第 2 項）

第 4 号様式（第 6 条）